

## 第2章 軍縮と不拡散に関するわが国の基本的立場と取り組み

### 第1節 基本的立場

わが国としての基本的立場を定めるにあたっては、軍縮と不拡散の果たすべき役割を踏まえる必要がある。そうした役割としては、第1に、安全保障政策の一環としての役割、第2に、人道主義の観点からの役割、第3に、「人間の安全保障」の観点からの役割という3点が挙げられる。

第1の安全保障面での役割については、わが国が、3つの柱からなる安全保障政策 - 日米安全保障体制の堅持、適切な防衛力の整備、日本を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力 - を遂行しているとの原点に立ち返る必要がある。軍縮と不拡散は、平和と安全の強化を目的とするものであり、わが国の安全保障政策の中では、「外交努力」の中に含めて考えることができる。軍縮・不拡散政策の策定にあたっては、それがわが国の平和と安全にどの程度貢献するかが、重要な基準となる。

第2に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。毒ガス等の使用禁止に関する議定書（ジュネーブ議定書）がこのアプローチの最初の例であり、1925年に遡る。最近では、99年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）が人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。

第3に、「人間の安全保障」は比較的新しい概念であり、「貧困、環境破壊、難民流出、対人地雷等様々な問題が個人の生存、生活、尊厳に対する脅威となっており、こうした中で人間の自由と可能性を確保するための様々な取り組み」と定義されている。例えば、対人地雷や小型武器といった兵器の削減・管理を対象とする取り組みが挙げられるが、その取り組みが、そこで生活する人達の安全、生活といった領域に大きく影響を及ぼす状況が、紛争終結地域を中心に数多く出現している。復興と平和の前提となる安全・治安構築の一環として、軍縮・不拡散は「人間の安全保障」実現のための重要な努力であると位置づけられよう。

わが国はこれまでも、軍縮分野で指導的役割を果たしてきたし、わが

国の軍縮にかける熱意を国際社会に訴え続けてきている。このように軍縮の理念を訴える一方で、国際社会において実際に軍縮が進展していくように、わが国のもつ能力を動員し、貢献することが、近年一層求められてきている。軍縮というマーケットにおいて、ニーズ（需要）に変化が起こっているということでもある。わが国として手がけることのできる具体的施策を実施し、軍縮の上で、さらには平和構築の上で、「目に見える」成果につなげていくという視点が益々重要になってきている。例えば、核兵器などの解体が様々な要因から進まないようであれば、わが国が支援を行うことを考えるべきであろう。また世界各地が抱える地雷や小型武器の問題では、問題解決を訴える国々にわが国が直接貢献することもできる。このように、軍縮のためにわが国自身が直接かつ具体的に取り組むという、「行動する軍縮」の考え方に基づいて、世界の軍縮を促進していくべきである。

上記の3つの役割をふまえ、また「行動する軍縮」の考え方も取り入れつつ、以下に、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の軍縮・不拡散、通常兵器の軍縮・不拡散、不拡散体制の強化について、わが国の基本的立場と取り組みについて述べたい。

## **第2節 核兵器の軍縮・不拡散に関するわが国の取り組み**

広島と長崎の体験を有する唯一の被爆国であるわが国が軍縮・不拡散問題に取り組んでいくとき、まず何よりも核兵器の軍縮・不拡散（核軍縮・不拡散）が中心となることは自然であるし、核兵器の破壊力の大きさを考えれば、安全保障上も核軍縮の優先度は高い。実際にわが国は、この問題について、国際社会において一貫して積極的な役割を果たし、実質的な貢献を行ってきた。

核軍縮・不拡散に関するわが国の基本的立場は、核兵器保有のオプションを放棄したわが国にとって核兵器の全面的廃絶が絶対的な安全保障の要素であり、核兵器が残存する間は、核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する（「新防衛計画の大綱」）が、これと同時に、わが国は唯一の被爆国としての責任を果たすべく、核兵器のない平和で安全な世

界の一日も早い実現を目指して、現実的な核軍縮措置を着実に積み重ねていくという現実的・漸進的なアプローチである。

## 1. 核軍縮・不拡散への努力

わが国は、1976年6月、核兵器不拡散条約（NPT）を批准した。批准書の寄託に際して、わが国は、「日本国は、唯一の被爆国として、核武装を排するとの基本政策・・・を改めて世界に向けて表明する」旨明らかにした。それと同時に、「この条約を真に実効あるものとするため、・・・できるだけ多くの国がこの条約に参加することを希望」するとともに、核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えているという「差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならない」という信念の下、「核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第6条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止等の具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請」した。

このようなわが国の核軍縮・不拡散に係る基本的立場及びNPTに寄せる期待は、現在においても当時と全く変わるところがない。すなわち、NPTに加入し、核兵器保有の選択肢を放棄して以来、わが国にとって、核兵器のない世界の実現はわが国の安全保障を確保するための必須条件である。それと同時に、わが国は、広島・長崎を体験した唯一の国家として、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃絶を主張すべき人道的責任を国際社会に対して有している。したがって、わが国は、核軍縮・不拡散に取り組むにあたっては、核兵器が現に存在するとの厳然たる事実を認識した上で、核廃絶の一日も早い実現を目標とし、「現実的・漸進的アプローチ」に立って、現実的な措置を着実に積み重ねる外交努力を重視してきている。

わが国は、核軍縮・不拡散に関するこのような基本的考え方の下、NPTを、国際的な核軍縮・不拡散を実現するための最も重要な基礎であると位置づけ、重視している。それとともに、国際原子力機関（IAEA）保障措置、さらには包括的核実験禁止条約（CTBT）をNPT体制を支える主要な柱として重視している。

NPT は、締約国が 187 か国に達しており、最も普遍的な軍縮・不拡散条約である。しかし、未締結の国も存在しており、また、これに違反して核開発を密かに進めている疑いのある国(イラク)も実際に存在する。核不拡散体制を強化するためには、なお一層の普遍化を図り、NPT 締約国が条約上の義務を遵守する体制を作ることが極めて重要である。この点、IAEA の保障措置は、核拡散の防止を核物質管理面から実効あるものにする仕組みであり、NPT 体制の中で、核不拡散を支える重要な柱である。91 年に明らかとなったイラクによる核兵器開発計画は、従来の IAEA 保障措置では不十分であることを示し、核不拡散体制の強化のためには、この保障措置を強化することが重要となった。このため IAEA は 97 年 5 月に追加議定書を採択し、わが国も、99 年 12 月、発電用原子炉を有する国として最初に同議定書を締結した。しかし、2002 年 3 月現在、わずか 61 か国が署名、24 か国について発効しているにすぎず、同議定書の普遍化は急務であり、わが国もそのために積極的に努力してきている。2001 年 6 月、東京においてアジア・太平洋地域を対象とした「追加議定書普遍化のための国際会議」を IAEA と共催したことをきっかけに、その後も、南アメリカ、中央アジアにおけるセミナーの開催を支援し、本年 5 月に開催されるアフリカにおけるセミナーについても支援を予定している。わが国はさらに、2002 年内に、今度はこれら各地域のセミナーの締めくくりとして、グローバルな会議を再度東京で開催することを計画中である。

NPT は、非核兵器国による核兵器の開発と保有を禁止する一方、米国をはじめとする核兵器国には誠実な核軍縮への努力を義務づけている。したがって、核兵器国が、NPT 体制の核不拡散の側面のみを重視し、核軍縮の義務を軽視することは許されない。わが国が、核不拡散体制強化の努力とともに、核兵器国に対して、核軍縮の促進を求めていくことは、当然である。

95 年に NPT 無期限延長が認められた際、核兵器国が果たすべき核軍縮のための措置として、CTBT 交渉の推進について合意された。わが国は、CTBT を、核軍縮・核不拡散とともに担保する有効な現実的措置と

考え、早期発効のための外交努力を積極的に行ってきた。米国、中国、インド、パキスタン、北朝鮮などの重要な発効要件国がまだ署名或いは批准しておらず、CTBT 発効までの道のりは遠いと言わざるを得ない状況にあるものの、わが国は、CTBT の国際規範としての重みを政治的に増すことが重要であると考えており、署名国・批准国の数を増加させる条約普遍化への努力を今後とも継続していく方針である。これと同時に、CTBT の重要な検証措置と位置付けられる国際監視システム（IMS）の構築を進め、核実験の実施を監視するネットワークを全世界に張り巡らすことも重要かつ現実的な措置であると考えている（CTBT 発効促進のためのわが国の努力については、第 2 部第 2 章第 3 節参照）。

兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）は、核兵器に用いられる核物質の生産を禁止することを目的としており、CTBT に続くべき具体的な核不拡散・核軍縮措置である。この条約の交渉を早期に開始する必要がある、そのためのジュネーブ軍縮会議の活性化は緊急の課題である。今後とも、わが国はこれらの目標の実現のため、努力していく方針である。

ロシアをはじめとする旧ソ連諸国において、解体された核兵器から生じるプルトニウム等の核物質を安全に管理し、二度と核兵器生産に用いられないよう処分することや、核技術者の国外への流出を防止することは、核軍縮の効果を着実なものとし、核兵器や核物質、さらには関連の技術が懸念国やテロリストなどに拡散する危険性を低めるためにも、ますます重要となっている。わが国は、このような旧ソ連諸国に対する非核化支援についても、「行動する軍縮」の一環として目に見える成果をあげるために、積極的に進めていくこととしている。

## 2. わが国核軍縮決議案の国連総会への提出

このような核軍縮・不拡散に対するわが国の基本的立場を総括し、その姿勢を明らかにしているのが、わが国が 94 年以来毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議である。わが国は、94 年より 99 年まで「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」（「究極的核廃絶決議」）

を提出し、国際社会の圧倒的多数の支持を得てきた。この究極的核廃絶という考え方は、95年NPT運用検討会議の合意文書である「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」に取り入れられたが、これは「究極的」ではあるものの、核兵器国に「核廃絶」の目標を確認させた点で極めて意義のあるものであった。

2000年に開催されたNPT運用検討会議では、CTBTの早期発効、カットオフ条約の交渉を即時に開始して5年以内に交渉を終了させることなどをはじめとして、今後国際社会が取り組むべき「核軍縮に関する現実的措置」を含む最終文書が全会一致で合意された。この最終文書では、核兵器の全面的廃絶に向けた核兵器国による「明確な約束」が合意された。この考え方はわが国が提出してきた「究極的核廃絶決議」からさらに進んだものであり、わが国の決議が基礎固めの役割を果たしたといえることができる。



国連ミレニアム総会において演説し、軍縮・不拡散問題の重要性を訴える河野外務大臣（当時）（2000年9月、於：ニュー・ヨーク）

これらの成果に基づき、わが国は、2000年の国連ミレニアム総会に、これまでの「究極的核廃絶決議」に代わり、新たな核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出し、圧倒的多数をもって採択された。この決議は、漸進的・現実的なアプローチに則り、「核兵器のない世界」を目標として掲げ、核兵器の全面的廃絶を実現するための具体的な「道すじ」を示したものであり、核軍縮と核不拡散のバランスをとりつつ全面核廃絶に向けた大幅な核兵器の削減を行っていくべきことなど、2000年NPT運用検討会議の最終文書よりもさらに一步進めた内容をも含んでいるものであった。

2001年の国連総会では、米国がこれまでの米露間核軍備管理レジームとは大幅に異なるアプローチに立って、一方的な核兵器削減を追求し、CTBTをはじめとする幾つかの多数国間の軍縮・不拡散条約に対して消極的ないし反対の立場をとるといった厳しい状況下で、核軍縮決議案に関する調整が進められた。わが国は、昨年と同じタイトルの下、STARTや対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）等、米露間で話し合いが進められている部分については議論の先取りを避けるといった調整を施した決議案を提出した。しかし、このような努力にも関わらず、CTBT早期発効への言及があるという理由で、米国は反対票を投じた（インド、ミクロネシアも反対）。ただし、米国は、投票理由説明において、米国の核軍縮に対する方針は不変である点を確認している。この決議案も国際社会の圧倒的多数の支持を得て採択された（賛成139、反対3、棄権19）。

### **第3節 化学・生物兵器の軍縮・不拡散についての取り組み**

化学・生物兵器については、1925年のジュネーブ議定書と、その後制定された生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）で、その使用・開発・生産等が包括的に禁止されている。

2002年3月現在、化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約の締約国はそれぞれ145か国に上っており、その普遍化がかなり実現されていると言える。しかしながら、化学・生物兵器の規制をより一層効果的なものとするためには、さらに多くの国々が締結することが不可欠である。特に

アジア地域や中近東・アフリカ地域においていまだ締結していない国が目立っており、中でもアジア地域は、わが国と地理的に近いだけでなく、その国内産業が急速に発展していることから、将来において化学・生物兵器関連物資の供給源となる潜在的可能性が高い。このような見地から、わが国としても、これら諸国による条約の早期締結とその国内実施体制の強化に向けて、今後とも働きかけを継続することが重要である。この一環としてわが国は、2002年3月、化学兵器禁止条約の普遍化・実施体制強化のためのセミナーを主にASEAN諸国を対象に行った。

また、化学兵器禁止条約では、締約国による条約遵守を検証するための手段が詳細に規定されているが、生物兵器禁止条約にはそうした規定は全く置かれていない。このため、生物兵器禁止条約の締約国でありながら、条約に違反して生物兵器の開発などを行っている国があるのではないかという疑いが、かねてよりもたれてきた。生物兵器の場合、化学兵器とは異なる生物兵器の特性（生物剤の増産や消毒・廃棄が極めて容易なことなど）があるため、締約国による申告とそれに基づく現地査察という伝統的な検証方法によって違反を摘発することは非常に難しい。1995年から行われてきた検証議定書を策定するための交渉は、昨年米国がこの検証議定書を拒否し、それに代わる新たな提案をしたことで大きな転機を迎えている。わが国としては、こうした点を踏まえ、生物兵器禁止条約体制の強化のための具体的外交努力を強化していく。

なお、従来は、国家による化学・生物兵器の開発などが想定されていたが、1995年のオウム真理教による地下鉄サリン事件、2001年10月以降の米国における炭疽菌事件などに見られるように、現在ではテロリストなどの国家以外の主体による化学・生物兵器の使用も問題となってきている。今後は、これらも念頭においていく必要がある。

#### **第4節 通常兵器の軍縮・不拡散についての取り組み**

地雷問題と小型武器問題は、速やかな解決を要する案件であり、「行動する軍縮」の主要な対象分野となっている。

地雷に関しては、わが国は、安全保障上の観点から条約締結を躊躇す

る声を乗り越え、人道的観点から対人地雷禁止条約（オタワ条約）を締結した。この条約にできるだけ多くの国が参加するよう、2001年8月には、太平洋諸島諸国に対し条約締結を呼びかけ、さらに同年10月から11月にかけて、いまだに本条約を締結していない米国、中国、インド、ロシアに対し、その締結への働きかけを行ってきている。また、国際的な取り組みとして、地雷除去、犠牲者支援、啓発活動などの地雷関連事業を国際機関、被害国、NGO等と協力して実施している（98年以降、約46億円の支援を実施済み）。2002年1月には、アフガニスタン支援の一環として、地雷問題に関して1922万ドル（約20億円）を国連機関等に拠出した。

小型武器に関しては、特に冷戦終了後、この問題が国際社会に提起されて以来、わが国は、主に国連の枠組みの中で積極的に取り組んできた。具体的には、わが国が提出した国連決議に基づき、二度にわたり国連政府専門家会合が設置され、小型武器問題について調査、勧告を行い、2001年7月には国連小型武器会議が開催された。これらの過程を通じて、わが国は、小型武器問題に対する国際社会の関心を高めるとともに非合法取引の防止に向けて取り組んできた。また、多くの被害者を生み出している小型武器を回収・破壊することは、紛争終了後の人道支援、復興開発支援にとり必要不可欠な前提となっている。そのため、小型武器回収プロジェクトをカンボジアにおいて実施しており、わが国は、今後この分野での取り組みを拡大していく方針である。

また、武器取引の透明性拡大は、武器の過度の蓄積の防止や地域の信頼醸成に資するとの観点から、前述の国連軍備登録制度やワッセナー・アレンジメント（第5部第5章参照）の枠組を通じて、わが国は積極的に対応してきている。

## **第5節 不拡散体制の強化への取り組み**

大量破壊兵器及びその運搬手段となるミサイルの拡散問題に対する取り組みは、防衛手段の検討・強化、国内体制の強化、二国間・地域における外交的働きかけ、多国間の枠組み作りなど、極めて多面的、多層的

なものである。とりわけ、それらの兵器を入手しようとする国やテロリストが存在する以上、拡散のおそれは常に存在し、また一か国のみでそれを防ぐことも不可能であり、国際的な不拡散協力を進めていくことが不可欠である。

国際的な不拡散の枠組みとしては、核兵器、化学・生物兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに対応した4つの国際的輸出管理レジームが存在する(詳細は第5部参照)。これらのレジームは、兵器やその関連汎用品の供給能力をもち、かつ不拡散に同意する国々(主に先進工業国)による輸出管理についての協調のための枠組みであり、わが国はすべての輸出管理レジームに参加している。輸出管理は、懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその関連物資を入手しようとする者に対し、言わば供給サイドから規制を行うための枠組みであり、わが国としてこれを積極的に活用しつつ、これら輸出管理レジーム自体の強化にも貢献していく方針である。

一方、国際的輸出管理レジームにおける輸出管理についての協調は、有効ではあるが必ずしも完全ではなく、それらに参加しておらず厳格な輸出管理も行っていない国からの物資調達など、抜け穴は存在する。また、途上国の中には、これらの国際的輸出管理レジームは技術移転を妨げる差別的な先進国クラブである、といった反発も見られる。したがって、そうした国々が不拡散の努力に参加するよう働きかけていくことも重要である。この観点から、わが国はアジア地域における不拡散体制の強化を重視しており、従来より、アジア諸国の実務者を招いての輸出管理セミナーや、ミサイル不拡散のためのセミナー開催などを積極的に行ってきた。

さらに、大量破壊兵器(核、生物、化学兵器)に見られるような普遍的な条約が存在しない類の兵器については、新たにグローバルなルールを作ることも、重要な方策である。その一例として、大量破壊兵器と結びついて大きな脅威をもたらす弾道ミサイルについては、現在国際社会で、その不拡散のためのグローバルな規範作りが試みられているところであり、わが国はこれがわが国の安全保障、世界の平和と安定に資する

ものとなるよう、積極的に議論に参加してきている。

因みに、わが国国内では、輸出管理の実効性を強化するための新たな措置として、2001年12月に、いわゆるキャッチ・オール制度（従来の特定の品目の輸出に関してのみ輸出許可申請を要する制度と異なり、品目の如何に拘わらず、輸出品が大量破壊兵器開発に利用されるおそれがある場合は、事前に政府に輸出許可申請を行わねばならないとする制度）の導入が決定され、2002年4月から実施されている。

今後とも、わが国としては、軍縮・不拡散の取り組みを有機的に連携させつつ、また上記のような多様な手段を組み合わせつつ、不拡散体制の強化に取り組んでいく方針である。

## **第6節 軍縮・不拡散分野における二国間協力**

わが国は、軍縮・不拡散問題への主体的な取り組みとして、国連総会、ジュネーブ軍縮会議をはじめとする多数国間の国際機関やフォーラムのほかにも、主要な国との間で二国間協議を積極的に開催し、各国と密接な意見交換を行うとともに、必要があれば個別に働きかけを行ってきた。2001年内に開催されたこの分野の協議は高級実務レベルに限っても表の通りである。わが国は今後とも、軍縮・不拡散分野における各国との協力関係を強化していく。

2001 年以降にわが国が実施した  
軍縮・不拡散分野における二国間高級事務レベル協議

| 月 日          | 協 議 名                  | 開催場所      |
|--------------|------------------------|-----------|
| <u>2001年</u> |                        |           |
| 4月24日        | 日韓軍縮・不拡散協議             | ソウル       |
| 5月11日        | 日英軍縮・不拡散協議             | ロンドン      |
| 6月20日        | 日仏軍備管理・軍縮・不拡散協議        | 東京        |
| 7月 4日        | 日加軍縮・不拡散協議             | 東京        |
| 7月 6日        | 第3回日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会 | ワシントン D C |
| 8月23日        | 日豪軍縮・不拡散協議             | キャンベラ     |
| 11月27日       | 日中軍縮・不拡散協議             | 北京        |
| 12月10日       | 日南ア軍縮・不拡散協議            | プレトリア     |
| <u>2002年</u> |                        |           |
| 2月13日        | 日英軍縮・不拡散協議             | ロンドン      |
| 2月14日        | 日仏軍備管理・軍縮・不拡散協議        | パリ        |
| 2月15日        | 日独軍縮・不拡散協議             | ボン        |